

東北地方太平洋沖地震により再入国許可を取得せずに出国した留学生の方へ

平成23年4月1日

東北地方太平洋沖地震により再入国許可を取得せずに日本を出国した留学生の方に対して、以下の特別措置を執ることにいたしました。詳細については、最寄りの大使館又は総領事館にお尋ねください。

1. 特別措置により査証申請ができる場合

3月11日時点において在留資格「留学」で滞在していたが、その後再入国許可を取得せずに出国した留学生で、留学していた大学等教育機関において引き続き教育を受けることが確認できる場合は、最寄りの大使館又は総領事館で査証申請を受け付けます。

2. 特別措置による査証申請を行える期間

特別措置による査証申請の受付は、平成23年5月31日までです。

3. 必要書類

(1) 査証申請書

(2) 写真

(3) 旅券

(4) 3月11日時点で在留資格「留学」を有していたことを証する資料(旅券の在留資格「留学」の押印があるページの写し)

(5) 3月11日以降に発行された学業を継続することを証する書類(以下のいずれかひとつ)

ア 在学期間の明記された在学証明書

イ 入学許可書の写し

ウ 引き続き留学生として受け入れる旨を記載した大学等教育機関からの申出書

4. 査証手数料

査証手数料免除対象国籍の方を除き、査証手数料が必要となります。